

総合評価方式に対する建設業界の現状と課題

社団法人日本土木工業協会 公共工事委員会

1. はじめに

平成17年4月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定されてから4年半が経過し、国土交通省発注工事における総合評価方式は、金額ベースでほぼ100%導入されている。また、都道府県・政令指定都市においても試行導入を含めると100%となるなど、この数年、総合評価方式の普及は急速に進んでいる。

そうした中、真に魅力ある建設企業群の実現を目指す上においても、技術、品質面で優れた企業が、適正な利潤を確保できる価格で工事を受注できる方式として、総合評価方式は、これまでにも

さまざまな改善に向けた取り組みが行われ、一定の成果を挙げてきた。しかしながら、現状の総合評価方式には、未ださまざまな問題点が指摘されていることも事実である。

平成21年度国土交通省地方整備局など各地域の発注者と日本土木工業協会との意見交換会では、入札前の対策と入札後の対策に分け、入札前の対策として現在の総合評価方式が抱えている課題についての意見交換がなされた（写真1）。

2. 業界の自助努力

今年度の意見交換会に先立ち、日本土木工業協会としての姿勢を明確にするために、5月8日付けて「公共工事の適正な受注活動について」を会員各社に通知した。

その中で、

- ・入札・契約制度のさらなる改善を発注者に求める以前に、受注者が適正な受注活動に徹しなければならないことは当然であること
- ・過度な低入札受注は、工事品質の低下、下請けへのしわ寄せ等に加え、公共工事



写真 1 意見交換会（九州地区）

の積算基準の見直しによる設計価格の低下により、建設業界全体の疲弊につながるものであり、厳に慎むべきものと言わざるを得ないことから、適正な受注活動に徹することをお願いした。

この通知を踏まえて、会員各社の適正な受注活動が期待されるところであるが、「建前は分かるがそれでは仕事が取れない」との声も根強く、やはり制度面の整備と合わせた発注者・受注者協働による市場環境の整備が重要であると考える。

3. 総合評価方式の現状と課題

(1) 意見交換会における要望事項

今年度の意見交換会では、業界の自助努力を前面に押し出しながらも、「総合評価方式の改善」として

- ・評価項目・評価課題に不明確なものが依然として見受けられることから、発注者・受注者間における相互理解の促進
 - ・技術ダンピング防止の観点から、要求水準の定量的範囲の明確化
 - ・評価結果、評価項目別点数の速やかな開示による公正かつ透明性の確保
- の3点に加え、「実効性のある低入札防止対策の導入・実施」「早期発注への適切な対応」を要望した。

このうち、「総合評価方式の改善」の中で評価項目・評価課題の明確化については、現在、応札者は入札説明書など文書により提供された情報に基づき、時にはその文書の行間を読んで発注者の意図する評価項目・評価課題を理解する努力をしているが、入札に関する質疑応答も文書によるやりとりが主体であることから、発注者がその工事に対して技術提案で具体的に何を求めているのかが掴み難いのが現状であること、このため、発注者の意図するところが応札者に正確に伝わりきらず、応札者の間で理解に大きなバラツキが生じている事例が見受けられることに言及し、発注者・

受注者間の相互理解を促進する工夫が必要であることを要望した。

この問題を解決するため、一時取り止めていた現場説明会について、本年度、数件の工事に対し試行が予定されているが、業界としても、この結果をフォローしていくとともに、発注者・受注者間における意思疎通を向上させるための工夫について、発注者と意見交換を継続することが大切であると考える。

技術ダンピング防止については、かねてからさまざまな対策が講じられ、濁水設備など仮設備において過度な設備能力の要求を助長するような提案項目は激減したが、その設備能力の上限値の考え方などさらなる改善について検討が必要である。

また、過度なコスト負担を要する提案を防止するための要求水準の定量的範囲の明確化については、発注者の求める適正水準の明示や、過度と判断する定量的範囲の明確化を要望した。

発注者側も、昨今、優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する場合には、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価をしない旨をガイドラインに明記し、過度なコスト負担を要する提案の事例集をまとめつつある。

しかしながら、個別の工事において、過度なコスト負担を要する提案の理解が発注者・応札者間、各応札者間でまちまちであることから、各応札者が同一条件で検討できる措置が必要である。一部の地方整備局発注の工事では、設計図書に過度な事例の記載が見受けられるものもあるが、過度の判断に迷うような施工法を伴う工事においては、具体的な事例の明示はまだ不足している。特に、新しく開発された技術においては、発注者・応札者間で過度に対する理解に乖離が生じやすいことから、そのような提案を求める案件については、ヒアリングを実施するなどの措置を要望していきたい。

次いで、「実効性のある低入札防止対策の導入・実施」については、品質確保の観点から、国土交通省では、いち早く施工体制確認型を導入

し、さらには、本年4月から調査基準価格を再度引き上げるなど、低価格入札防止に向けた積極的対策を実施していただいていることに対し、業界として非常にありがたいこととして感謝している。しかしながら、高度技術提案型においては、未だ低価格入札が見受けられる状況にあることから、国土交通省では、昨年度、本方式においても施工体制確認型の試行を開始した。日本土木工業協会としては、本試行結果をフォローするとともに、この試行結果を踏まえた低価格入札の防止対策について発注者と意見交換していきたいと考えている。

一方、一部の地方公共団体において、未だ低価格入札が見受けられることから、業界における適正な受注に向けた自助努力を前提として、発注者においても低価格入札の排除に向けた取り組みを

進めるなど、今後、発注者・受注者協働による市場環境の整備が重要である。

加えて、日本土木工業協会の受注シェアに大きなウェイトを占める高速道路会社においては、調査基準価格を国土交通省と同レベルまで引き上げていただき、感謝する次第であるが、この調査基準価格を実効性あるものにするために、施工体制確認型の導入など、実質的な低価格入札の排除につながるさらなる対策をお願いしてきたところである。今回、東日本高速道路(株)から低価格入札に対する厳格な調査の実施が打ち出されるなど、各社、低価格入札の排除に向けた取り組みが推し進められているところであり、その実効ある効果に期待したい。

(2) その他現行制度の改善策

今年度の意見交換会では主要なテーマとしなかったが、これまで日本土木工業協会が機会あるごとに要望してきた総合評価方式の課題として以下の項目が挙げられる。

- ・一部の地方整備局において技術加算点満点の応札者が多数となるため、調査基準価格に張り付く入札が見受けられること（図1）
 - ・高度技術提案型では調査基準価格の設定が困難であることから低価格入札を助長している面があることに加え、対象工事として大規模工事が選定される場合も多く、その結果、大規模工事において低価格入札が多く見受けられること（図2）
 - ・VE提案を求める工事においてその提案が認められて受注した価格の落札率にVEによるコスト縮減が考慮されないこと
- 地方整備局によっては、技術加

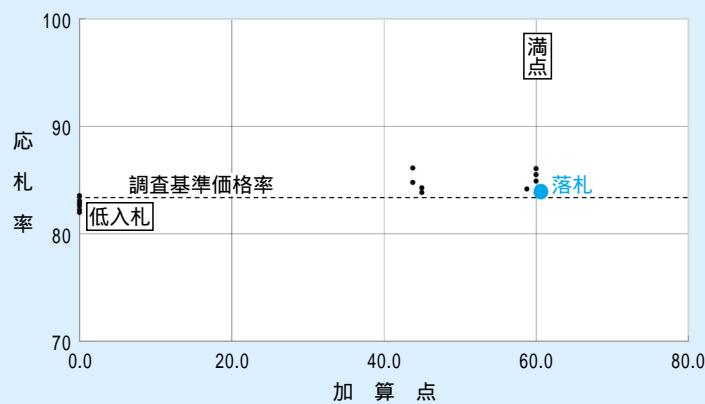


図 1 2008年度国交省発注案件の応札状況一例（調査基準価格に入札価格が集中、低価格入札でない参加者の半数近くが加算点満点）

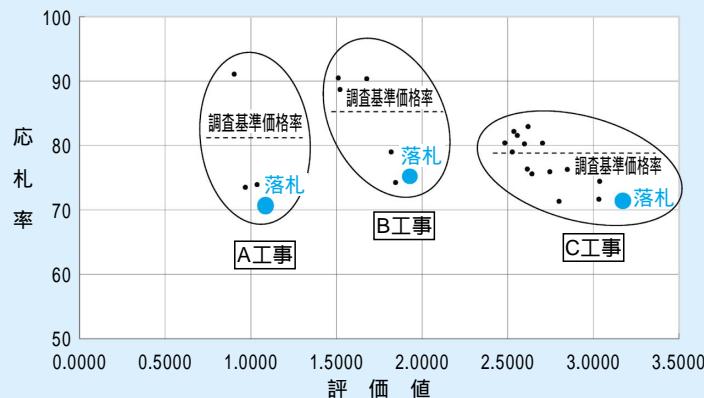


図 2 2008年度国交省発注高度技術提案型の応札状況（大規模工事における低価格入札の例）

算点満点の応札者が多数となる評価方法が採用されていることから、調査基準価格だけを意識した入札価格による対応がなされている場合が多く見受けられる。対象となる工事の特徴を踏まえ、技術加算点に有意な差がつく技術提案の評価項目・評価基準など評価方法の改善を望みたい。

高度技術提案型については、現在、施工体制確認型の試行が開始されたところではあるが、これまでの案件については、調査基準価格が応札者の提案ごとに異なることから、低価格入札による失格基準が特別重点調査のみであったため、低価格入札を誘導してきた感がある。そもそも高度技術提案型とは、想定される複数の有力な構造形式に対し、民間から設計を含む幅広い提案を求める上で最適案を選定することが可能な橋梁などの設計施工案件や、発注者が作成する標準案に対し、各社が保有する高度な特殊工法を適用することで、交通規制日数など社会便益が相当程度向上することが期待される立体交差などの案件に適用することで、質の高い公共調達の達成を求めたものである。

昨今、ダム工事に高度技術提案型が適用され、低価格入札となっている事例が見受けられるが、ダム工事のように標準的な仕様が確立されている工事においては、標準案に対する施工上の工夫等を求める標準型の適用が自然であると考えられる。今回、高度技術提案型が適用されたダム工事において、施工体制確認型が試行されたが、日本土木工業協会としては、先に述べたように、この試行結果に基づき発注者とともに、より良い制度の構築を目指していきたい。

VE提案が認められて受注した工事の落札率については、「公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告（平成19年3月）」において、技術提案によるコスト縮減がなされた場合、契約変更時には入札時の落札率からコスト縮減分を差し引いて運用することが望ましいとされているものの、現状の契約変更では、入札時の落札率がそのまま適用されており、受注者は、契約変更が重ね

られる度に、利潤を圧迫する結果となっている。受注者は、施工方法を工夫してコスト縮減に寄与したものであって、発注者の作成する標準工法の積算単価をダンピングにより引き下げたものではないことから、VE提案が認められて受注した工事においては、非常に不合理な契約変更がなされている。このような技術提案によるコスト縮減が認められて受注に至った工事では、速やかにVE提案に基づく発注者側の積算を実施し、VE提案によるコスト縮減を考慮した落札率の設定をしていただきたい。

また、この解決策の一つとして、同報告書にも契約変更等における協議の円滑化を図るため、総価による契約後、総価契約の内訳として単価を合意しておく総価契約単価合意方式を採用することが望ましいとされていることに加え、現在、同方式の適用が検討されているが、この場合においても、新規工種や周辺の小規模な追加工事に対し、当初の落札率をそのまま適用しないことを今回の意見交換会においても要望した。

4. おわりに

総合評価方式については、「総合評価方式活用検討委員会」をはじめとした各種委員会においてさまざまな面からの検討がなされ、これまでも制度面の整備・改善がなされてきたが、今年度の総合評価方式では、本稿でも触れた高度技術提案型における施工体制確認型の試行、技術開発・工事一体型調達方式の試行など新たな発注方式に対する取り組みも始められた。日本土木工業協会では、これら新たな取り組みも含め、真に優れた提案をした企業が、適正な価格で工事を受注できる制度の確立を目指し、発注者と協働で適正な受注活動のための市場環境づくりに取り組んでいきたい。そのために、適正な受注活動による適正な利潤の確保のための自助努力にまず取り組んでいく所存である。